

平成 28 年度

# 射水市予算書

## 平成 28 年度 射 水 市 予 算 書 目 次

平成28年度射水市会計別予算現計表

平成28年度射水市会計別予算一覧表

議案第 1号	平成28年度射水市一般会計予算	1	頁
	第1表 歳入歳出予算	2	
	第2表 債務負担行為	8	
	第3表 地方債	9	
議案第 2号	平成28年度射水市国民健康保険事業特別会計予算	11	
	第1表 歳入歳出予算	12	
議案第 3号	平成28年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算	17	
	第1表 歳入歳出予算	18	
議案第 4号	平成28年度射水市介護保険事業特別会計予算	21	
	第1表 歳入歳出予算	22	
議案第 5号	平成28年度射水市水道事業会計予算	25	
議案第 6号	平成28年度射水市下水道事業会計予算	29	



平成28年度 射水市会計別予算現計表

(単位:千円)

会 計 名	当初予算額	(月 日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)
		補正額 累 計	補正額 累 計	補正額 累 計	補正額 累 計	補正額 累 計	補正額 累 計	補正額 累 計
一 般 会 計	42,351,000							
特 別 会 計	39,639,155							
国民健康保険事業特別会計	10,243,368							
後期高齢者医療事業特別会計	1,904,706							
介護保険事業特別会計	8,975,268							
水道事業会計	3,669,211							
下水道事業会計	8,643,762							
病院事業会計	6,202,840							
合 計	81,990,155							

平成28年度射水市一般会計歳入歳出予算現計表

歳 入

(単位:千円)

款	当初予算額	(月 日) 補正額 累 計	(月 日) 補正額 累 計	(月 日) 補正額 累 計	(月 日) 補正額 累 計	(月 日) 補正額 累 計	(月 日) 補正額 累 計	(月 日) 補正額 累 計
1 市 税	13,105,919							
2 地 方 譲 与 税	343,000							
3 利 子 割 交 付 金	24,000							
4 配 当 割 交 付 金	105,000							
5 株式等譲渡所得割交付金	60,000							
6 地方消費税交付金	1,649,000							
7 ゴルフ場利用税交付金	58,000							
8 自動車取得税交付金	50,000							
9 地方特例交付金	52,000							
10 地 方 交 付 税	9,160,000							
11 交通安全対策特別交付金	16,000							
12 分担金及び負担金	660,089							

13 使用料及び手数料	531,729							
14 国庫支出金	4,037,331							
15 県支出金	2,249,005							
16 財産収入	86,304							
17 寄附金	10							
18 繰入金	732,777							
19 繰越金	200,000							
20 諸収入	1,340,336							
21 市債	7,890,500							
歳入合計	42,351,000							

歳 出

(単位:千円)

款	当初予算額	(月日) 補正額 累計	(月日) 補正額 累計	(月日) 補正額 累計	(月日) 補正額 累計	(月日) 補正額 累計	(月日) 補正額 累計	(月日) 補正額 累計
1 議 会 費	290,629							
2 総 務 費	7,216,867							
3 民 生 費	12,290,679							
4 衛 生 費	2,983,121							
5 労 働 費	87,886							
6 農 林 水 産 業 費	787,515							
7 商 工 費	1,349,579							
8 土 木 費	5,880,555							
9 消 防 費	1,314,305							
10 教 育 費	4,321,730							

11 災 害 復 旧 費	2							
12 公 債 費	5,728,132							
13 予 備 費	100,000							
歳 出 合 計	42,351,000							



平成28年度射水市会計別予算一覧表

(単位:千円)

会 計 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較
一 般 会 計	42,351,000	40,641,000	1,710,000
特 別 会 計	39,639,155	38,603,130	1,036,025
国民健康保険事業特別会計	10,243,368	9,770,984	472,384
後期高齢者医療事業特別会計	1,904,706	1,870,265	34,441
墓苑事業特別会計	—	31,660	△ 31,660
介護保険事業特別会計	8,975,268	8,648,273	326,995
水道事業会計	3,669,211	3,624,863	44,348
下水道事業会計	8,643,762	7,847,633	796,129
病院事業会計	6,202,840	6,809,452	△ 606,612
合 計	81,990,155	79,244,130	2,746,025

一 般 会 計



議案第 1 号

平成 2 8 年度射水市一般会計予算

平成 2 8 年度射水市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,351,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

射水市長 夏 野 元 志

第1表 歳入歳出予算

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市税		13,105,919
	1. 市民税	5,512,000
	2. 固定資産税	6,716,319
	3. 軽自動車税	243,600
	4. 市たばこ税	610,000
	5. 入湯税	24,000
2. 地方譲与税		343,000
	1. 地方揮発油譲与税	88,000
	2. 自動車重量譲与税	228,000
	3. 特別とん譲与税	27,000
3. 利子割交付金		24,000
	1. 利子割交付金	24,000
4. 配当割交付金		105,000
	1. 配当割交付金	105,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		60,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	60,000
6. 地方消費税交付金		1,649,000
	1. 地方消費税交付金	1,649,000
7. ゴルフ場利用税交付金		58,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	58,000

(単位：千円)

款	項	金額
8. 自動車取得税交付金		50,000
	1. 自動車取得税交付金	50,000
9. 地方特例交付金		52,000
	1. 地方特例交付金	52,000
10. 地方交付税		9,160,000
	1. 地方交付税	9,160,000
11. 交通安全対策特別交付金		16,000
	1. 交通安全対策特別交付金	16,000
12. 分担金及び負担金		660,089
	1. 分担金	12,335
	2. 負担金	647,754
13. 使用料及び手数料		531,729
	1. 使用料	232,151
	2. 手数料	299,578
14. 国庫支出金		4,037,331
	1. 国庫負担金	2,595,164
	2. 国庫補助金	1,429,025
	3. 国庫委託金	13,142
15. 県支出金		2,249,005
	1. 県負担金	1,226,032
	2. 県補助金	767,743
	3. 県委託金	255,230
16. 財産収入		86,304
	1. 財産運用収入	41,759

(単位：千円)

款	項	金額
	2. 財産売払収入	44,545
17. 寄附金		10
	1. 寄附金	10
18. 繰入金		732,777
	1. 基金繰入金	732,777
19. 繰越金		200,000
	1. 繰越金	200,000
20. 諸収入		1,340,336
	1. 延滞金・加算金及び過料	12,000
	2. 市預金利子	1,080
	3. 貸付金元利収入	973,286
	4. 受託事業収入	24,093
	5. 雑入	329,877
21. 市債		7,890,500
	1. 市債	7,890,500
	歳入合計	42,351,000

## 2. 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		290,629
	1. 議会費	290,629
2. 総務費		7,216,867
	1. 総務管理費	6,607,839
	2. 徴税費	409,607
	3. 戸籍住民基本台帳費	95,927
	4. 選挙費	64,790
	5. 統計調査費	10,006
	6. 監査委員費	28,698
3. 民生費		12,290,679
	1. 社会福祉費	5,575,496
	2. 児童福祉費	6,452,033
	3. 生活保護費	262,989
	4. 災害救助費	161
4. 衛生費		2,983,121
	1. 保健衛生費	856,674
	2. 清掃費	1,490,847
	3. 病院費	615,136
	4. 上水道費	20,464
5. 労働費		87,886
	1. 労働諸費	87,886
6. 農林水産業費		787,515



(単位：千円)

款	項	金額
	1. 農業費	683,447
	2. 林業費	28,757
	3. 水産業費	75,311
7. 商工費		1,349,579
	1. 商工費	1,349,579
8. 土木費		5,880,555
	1. 道路橋梁費	1,703,219
	2. 海岸河川費	75,462
	3. 港湾費	121,288
	4. 都市計画費	1,000,891
	5. 下水道費	2,265,437
	6. 住宅費	714,258
9. 消防費		1,314,305
	1. 消防費	1,314,305
10. 教育費		4,321,730
	1. 教育総務費	494,183
	2. 小学校費	1,525,351
	3. 中学校費	985,630
	4. 幼稚園費	229,753
	5. 社会教育費	676,695
	6. 保健体育費	410,118
11. 災害復旧費		2
	1. 土木施設災害復旧費	2

(単位：千円)

款	項	金額
12. 公債費		5,728,132
	1. 公債費	5,728,132
13. 予備費		100,000
	1. 予備費	100,000
歳出合計		42,351,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業立地奨励事業助成金（2期分） 1 相 手 方 株式会社プレステージ・インターナショナル	平成29年度から 平成30年度まで	58,532
雇用創出企業立地支援事業助成金 1 相 手 方 株式会社プレステージ・インターナショナル	平成29年度	12,500
企業立地奨励事業助成金 1 相 手 方 サカキ産業株式会社	平成29年度から 平成30年度まで	16,660
企業立地奨励事業助成金 1 相 手 方 ウッドリンク株式会社	平成29年度から 平成30年度まで	33,300
企業立地奨励事業助成金 1 相 手 方 大征工業株式会社	平成29年度から 平成30年度まで	33,300
射水市中小企業振興資金保証融資損失補償 1 相 手 方 富山県信用保証協会 2 債務保証の対象 射水市中小企業振興資金保証融資について、代位弁済した額 から保険金受領額を控除した額	平成28年度	21,552

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備事業	840,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内  (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	借入先の融通条件に従い償 還するものとする。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短 縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができ る。
万葉線設備整備事業	16,600			
一般事業	63,700			
福祉施設整備事業	35,100			
施設整備事業	21,700			
一般会計出資	11,600			
農業農村整備事業	50,300			
道路整備事業	51,000			
重点密集市街地整備事業	195,600			
消防施設整備事業	73,300			
合併特例事業	4,871,600			
臨時財政対策	1,660,000			



# 国民健康保険事業特別会計



議案第 2 号

平成 2 8 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算

平成 2 8 年度射水市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,243,368 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

射水市長 夏 野 元 志



第1表 歳入歳出予算

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		1,651,584
	1. 国民健康保険税	1,651,584
2. 使用料及び手数料		800
	1. 手数料	800
3. 国庫支出金		1,818,871
	1. 国庫負担金	1,423,935
	2. 国庫補助金	394,936
4. 療養給付費等交付金		308,924
	1. 療養給付費等交付金	308,924
5. 前期高齢者交付金		3,019,938
	1. 前期高齢者交付金	3,019,938
6. 県支出金		463,826
	1. 県負担金	60,341
	2. 県補助金	403,485
7. 共同事業交付金		2,005,186
	1. 共同事業交付金	2,005,186
8. 財産収入		1,686
	1. 財産運用収入	1,686
9. 繰入金		947,811
	1. 他会計繰入金	506,994

(単位：千円)

款	項	金額
	2. 基金繰入金	440,817
10. 繰越金		10,001
	1. 繰越金	10,001
11. 諸収入		14,741
	1. 延滞金、加算金及び過料	7,500
	2. 預金利子	1
	3. 貸付金元利収入	756
	4. 雑入	6,484
	歳入合計	10,243,368

## 2. 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		104,653
	1. 総務管理費	81,975
	2. 徴税費	11,236
	3. 運営協議会費	119
	4. 趣旨普及費	900
	5. 医療費適正化特別対策事業費	10,423
2. 保険給付費		6,415,075
	1. 療養諸費	5,659,208
	2. 高額療養費	717,600
	3. 移送費	150
	4. 出産育児諸費	33,617
	5. 葬祭諸費	4,500
3. 後期高齢者支援金等		1,220,568
	1. 後期高齢者支援金等	1,220,568
4. 前期高齢者納付金等		1,721
	1. 前期高齢者納付金等	1,721
5. 老人保健拠出金		61
	1. 老人保健拠出金	61
6. 介護納付金		311,975
	1. 介護納付金	311,975
7. 共同事業拠出金		2,046,109
	1. 共同事業拠出金	2,046,109

(単位：千円)

款	項	金額
8. 保健事業費		97,163
	1. 特定健康診査等事業費	75,414
	2. 保健事業費	21,749
9. 基金積立金		1,686
	1. 基金積立金	1,686
10. 公債費		1
	1. 公債費	1
11. 諸支出金		14,356
	1. 償還金及び還付加算金	10,031
	2. 繰出金	4,325
12. 予備費		30,000
	1. 予備費	30,000
歳 出 合 計		10,243,368



# 後期高齢者医療事業特別会計



議案第 3 号

平成 2 8 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 2 8 年度射水市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,904,706 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

射水市長 夏 野 元 志



第1表 歳入歳出予算

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		700,591
	1. 後期高齢者医療保険料	700,591
2. 使用料及び手数料		100
	1. 手数料	100
3. 繰入金		1,148,526
	1. 一般会計繰入金	1,148,526
4. 諸収入		55,488
	1. 延滞金、加算金及び過料	50
	2. 償還金及び還付加算金	2,600
	3. 受託事業収入	43,847
	4. 雑入	8,991
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
歳入合計		1,904,706

## 2. 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		85,205
	1. 総務管理費	80,863
	2. 徴収費	4,342
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,816,901
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,816,901
3. 諸支出金		2,600
	1. 償還金及び還付加算金	2,600
歳出合計		1,904,706



# 介護保険事業特別会計



議案第 4 号

平成 2 8 年度射水市介護保険事業特別会計予算

平成 2 8 年度射水市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,975,268 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成 2 8 年 3 月 2 日 提出

射水市長 夏 野 元 志

第1表 歳入歳出予算

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保険料		2,055,639
	1. 介護保険料	2,055,639
2. 使用料及び手数料		100
	1. 手数料	100
3. 国庫支出金		1,912,856
	1. 国庫負担金	1,543,085
	2. 国庫補助金	369,771
4. 支払基金交付金		2,402,206
	1. 支払基金交付金	2,402,206
5. 県支出金		1,270,406
	1. 県負担金	1,235,218
	2. 県補助金	35,188
6. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
7. 繰入金		1,333,008
	1. 一般会計繰入金	1,333,008
8. 繰越金		1,000
	1. 繰越金	1,000
9. 諸収入		52
	1. 延滞金、加算金及び過料	1

(単位：千円)

款	項	金額
	2. 雑入	51
歳入	合計	8,975,268



2. 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		215,392
	1. 総務管理費	162,842
	2. 徴収費	4,740
	3. 介護認定審査会費	47,585
	4. 事業計画推進委員会費	225
2. 保険給付費		8,548,620
	1. 介護サービス等諸費	8,046,010
	2. 特定入所者介護サービス等費	322,800
	3. 高額介護サービス等費	172,670
	4. その他諸費	7,140
3. 地域支援事業費		195,486
	1. 介護予防事業費	30,735
	2. 包括的支援事業・任意事業費	164,751
4. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
5. 公債費		6,650
	1. 公債費	50
	2. 財政安定化基金償還金	6,600
6. 諸支出金		2,551
	1. 償還金及び還付加算金	2,551
7. 予備費		6,568
	1. 予備費	6,568
歳出合計		8,975,268

水 道 事 業 会 計



議案第5号

平成28年度射水市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度射水市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	34,940栓
(2) 年間総配水量	10,855,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	29,739m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 水道施設総合コントロールシステム更新事業	遠方監視制御装置及び需要予測装置
ロ 配水管更新工事	更新延長 7,632m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,191,052千円
第1項 営業収益		2,062,885千円
第2項 営業外収益		110,476千円
第3項 特別利益		17,691千円

	支	出
第1款 水道事業費用		2,043,725千円
第1項 営業費用		1,849,763千円
第2項 営業外費用		183,962千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,115,077千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83,356千円、減債積立金27,000千円、建設改良積立金86,000千円、過年度分損益勘定留保資金100,681千円、当年度分損益勘定留保資金800,762千円及び繰越利益剰余金処分額17,278千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		510,409千円
第1項 企業債		415,400千円
第3項 工事負担金		77,294千円
第4項 出資金		17,715千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,625,486千円
第1項 建設改良費		1,181,841千円
第2項 企業債償還金		438,645千円
第5項 予備費		5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	106,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後にお いては、当該利率見直し後の 利率)	借入先の融通条件に従い償 還するものとする。  ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短 縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができ る。
配水管等整備事業	309,400千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、415,400千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

255,466千円

(他会計からの補助金)

第8条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,749千円とする。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,200千円と定める。

平成28年 3月 2日 提出

射水市長 夏野元志

# 下 水 道 事 業 会 計





議案第6号

平成28年度射水市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度射水市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続件数	30,600件
(2) 年間総排水量	11,240,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	30,795m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 改築事業	179,020千円
ロ 雨水整備事業	2,384,750千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,003,267千円
第1項 営業収益		1,697,467千円
第2項 営業外収益		2,267,571千円
第3項 特別利益		38,229千円

	支	出
第1款 下水道事業費用		3, 759, 076千円
第1項 営業費用		3, 072, 056千円
第2項 営業外費用		676, 320千円
第3項 特別損失		700千円
第4項 予備費		10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 588, 138千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95, 368千円、減債積立金187, 000千円、過年度分損益勘定留保資金104, 508千円及び当年度分損益勘定留保資金1, 201, 262千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		3, 296, 548千円
第1項 企業債		1, 526, 600千円
第2項 国庫補助金		1, 332, 100千円
第4項 他会計出資金		416, 472千円
第6項 負担金及び分担金		11, 376千円
第7項 貸付金返還金		10, 000千円
	支	出
第1款 資本的支出		4, 884, 686千円
第1項 建設改良費		2, 891, 405千円
第2項 企業債償還金		1, 978, 281千円

第3項 投資	10,000千円
第6項 予備費	5,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	海老江雨水ポンプ場整備事業 (機械・電気計装設備工事)	1,168,000千円	平成28年度	947,000千円
				平成29年度	221,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	1,356,200千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後にお いては、当該利率見直し後の 利率)	借入先の融通条件に従い償 還するものとする。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短 縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができる。
公共下水道事業(特別措置分)	54,100千円			
特定環境保全公共下水道事業	13,800千円			
流域下水道事業	64,300千円			
農業集落排水事業	38,200千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2, 858, 700千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

156, 623千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35, 055千円とする。

平成28年 3月 2日 提出

射水市長 夏野元志

# 病 院 事 業 会 計



平成28年度射水市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度射水市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	199 床
(2) 年間延入院患者数	51,830 人
(3) 年間延外来患者数	102,789 人
(4) 一日平均入院患者数	142 人
(5) 一日平均外来患者数	423 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	3,696,826 千円
第1項 医業収益	3,325,697 千円
第2項 医業外収益	371,126 千円
第3項 特別利益	3 千円
	支 出
第1款 病院事業費用	5,104,178 千円
第1項 医業費用	4,997,506 千円
第2項 医業外費用	104,672 千円
第3項 特別損失	2,000 千円



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入が資本的支出額に対し不足する額136,371千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,991千円、過年度分損益勘定留保資金80,380千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		962,291千円
第1項 企業債		630,300千円
第2項 出資金		247,287千円
第3項 補助金		84,700千円
第4項 寄附金		1千円
第5項 繰入金		1千円
第6項 固定資産売却代金		1千円
第7項 長期貸付金返還金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,098,662千円
第1項 建設改良費		771,973千円
第2項 企業債償還金		320,689千円
第3項 投資		6,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	50,300千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該利率見直し後の利率)	借入先の融通条件に従い償還す るものとする。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還又は低利に借換え することができる。
診療棟耐震化整備事業	521,100千円			
病棟改修事業	58,900千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、715,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,083,863千円

(2) 交際費 650千円

(他会計からの補助金)

第8条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、131,332千円とする。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、369,414千円と定める。

平成28年 3月 2日 提出

射水市長 夏野元志

